

■サービスの利用料について

原則としてサービス費用の1割が利用料となります

居宅サービス、施設サービス(以下、介護サービス)とも原則としてサービス費用の1割を負担するだけで利用できます。

利用料が高額になったときには

利用者の負担が重くならないように、1ヵ月当たりの介護サービスの利用料(同一世帯の合計額)(※1)の支払が一定の上限額(※2)を超えた場合、その超えた部分について「高額介護(居宅支援)サービス費」としてお返しする制度があります。

該当者には、サービスを利用された月の3ヵ月後以降に申請書をお送りしますので、必要事項を記入し押印のうえ、領収書を添えて介護保険課まで申請してください。

(※1) ここでの利用料には下記のものを含みません。

- ・福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担分
- ・施設サービス利用時の食事代
- ・日常生活費等のその他の利用料
- ・支給限度額を超えるサービス利用料

(※2) 一定の上限額(1ヵ月当たり)

世帯の所得状況に応じて下記のとおりです。

- | | |
|----------------------|---------|
| ①市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者等 | 15,000円 |
| ②市民税世帯非課税者等 | 24,600円 |
| ③上記以外の場合 | 37,200円 |



■利用者負担の軽減について

利用者負担の軽減制度とは…

介護保険制度では、利用者はサービス費用の1割にあたる利用料や、施設サービスの食事代(標準負担額)を支払うこととなります。

しかし、収入が低かったり、災害により著しい損害を受けたような場合には、介護サービスの利用料や施設サービスの食事代が軽減される制度があります。

この利用者負担を軽減する制度の適用を受けるには、介護保険課に申請が必要です。

「減額認定証」が交付されます

軽減が適用されると、その種類に応じた「減額認定証」が交付されます。この減額認定証をサービス事業者や施設に提示すると、記載された割合に応じて利用料などが減額されるしくみです。

なお、減額認定証は毎年6月もしくは7月に更新となります(減額認定証の種類によって異なります)ので、必要に応じて毎年更新手続を行ってください。

利用者負担の軽減についてのお問い合わせ

利用者負担の軽減制度については、介護保険課またはケアマネジャーにお問い合わせください。

利用者負担が軽減の対象者は…

利用者負担軽減の要件は以下のようになっています。

<p>▶ 食事の標準負担額の減額</p> <p>①市民税世帯非課税の人 ②市民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している人 ③生活保護を受けている人 ④標準負担額が減免されなければ生活保護が必要になる人</p>
<p>▶ 法施行時のホームヘルプサービス利用者等の訪問介護利用者負担額軽減</p> <p>生計中心者が所得税非課税で以下のいずれかに該当する人 ①平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に、無料でホームヘルプサービスを利用していた人 ②65歳の年齢到達前1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービスを無料で利用していた人 ③第2号被保険者</p>
<p>▶ 社会福祉法人等による生計困難者に対する減免(※減免措置を行わない社会福祉法人等もあります)</p> <p>①市民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している人 ②利用料が減免されなければ生活保護が必要になる人 ③市民税世帯非課税で、以下のすべてに該当する人 ア. 収入金額が60万円以下で、所得金額が0円の人 イ. 市民税課税者の扶養家族になっていない人 ウ. 活用できる資産のない人</p>
<p>▶ 収入の著しい減少・災害による著しい被害による減額・免除</p> <p>①災害により著しい損害を受けたとき ②生計維持者が死亡したり、長期入院等により収入が著しく減少したとき ③生計維持者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少したとき</p>
<p>▶ 平成12年4月1日時点で特別養護老人ホームに入所していた人に対する減額</p> <p>平成12年4月1日時点(介護保険制度の施行時)に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)に入所していた旧措置入所者</p>

西宮市高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険事業計画策定委員会の委員を募集します

市では、西宮市介護保険事業計画の見直しを行うために、西宮市高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険事業計画策定委員会を平成13年7月に設置します。

この策定委員会は、介護保険の被保険者、家族介護者などの市民をはじめ、関係団体、介護サービス事業者等で構成し、介護保険の現状、介護サービスなどの量的・質的な向上と健全な介護保険財政運営についてそれぞれの立場で意見を述べていただき、現状を踏まえた次期計画を作成するために設置します。

この策定委員会に被保険者の立場で参画していただける方を募集します。

お問い合わせは健康福祉計画課(0798-35-3135)へ。

応募条件	西宮市の介護保険第1号被保険者(平成13年7月1日現在満65歳以上の方)か第2号被保険者(平成13年7月1日現在40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方)で、介護サービスをはじめ、介護保険制度や高齢者福祉に関心があり、ボランティアで委員会に参画していただける方
募集人員	募集人員は、介護保険第1号被保険者が2人、第2号被保険者は1人の合計3人
任期	平成13年7月～15年3月(予定)
応募方法	往復ハガキに「西宮市高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険事業計画策定委員会に応募」と明記のうえ、住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号を記入し、〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所健康福祉計画課まで送付してください。
募集期間	応募の締切りは、平成13年6月22日(金)消印有効
選考方法	応募者多数のときは、応募条件に不備がないか確認のうえ公開抽選で決定します。